

## 佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として交付する佐用町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成29年2月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得する費用又は住宅物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の夫婦の合算した所得額（補助金交付申請時において発行される最新の所得証明書における所得額の合算額をいう。）が340万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれの計算方法により算出した金額が、340万円未満であること。
  - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合は、最後に離職し補助金交付申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとして算出した夫婦の所得額
  - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の夫婦の合算した所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (2) 対象となる住居が佐用町内にあること。
- (3) 補助金交付申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が前号の住居の住所になっていること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助又は住宅取得補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の対象となる費用（消費税及び地方消費税を含む。）は、住居費（夫婦又は夫婦のいずれかが勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は当該手当の合計を控除した後の金額。以下同じ。）及び引越費用（平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた引越しに限る。以下同じ。）の合算額とし、1世帯あたり24万円を上限として、予算の範囲内で交付する。ただし、住居費は、補助金交付申請時において現に居住している住居に係る費用に限る。

2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の対象となる費用は、平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間に契約を締結し、支払った費用とする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐用町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 所得証明書

（2） 住居の売買契約書の写し（住居費における取得の場合に限る。）

（3） 住居の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合に限る。）

（4） 住宅手当支給額の確認できる書類の写し（給与支給明細書等）又は住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合に限る。）

（5） 引越しに係る領収書（引越費用の場合に限る。）

（6） 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第3号）（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合に限る。）

（7） 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの（第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。）

（8） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、平成30年3月31日までに申請書を提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

**第6条** 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は、佐用町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

**第7条** 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容に変更があった場合は、速やかに変更内容が確認できる書類を添えて、佐用町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、佐用町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第8条** 第6条の規定による交付決定又は前条の規定による変更交付決定を受けた交付決定者は、佐用町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）に住居費及び引越費用の領収書等（支払を証明できる書類）を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請者からの請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

**第9条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき
- (3) この要綱に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

**第10条** 前条の規定により町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、補助金の交付を受けた者は速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

**第11条** 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者又は交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者又は交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成30年3月31日にその効力を失う。
- 2 この要綱の失効前に第5条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定その他の措置については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)